

(様式3) 情報提供用シート 陸前高田市

【反映区分】
A：提言等の趣旨に沿って措置したもの
B：実現に努力しているもの
C：当面は実現できないもの
D：実現が極めて困難なもの
S：反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	1 東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質トリチウムを含むアルプス処理水の海洋放出について	「東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質トリチウムを含むアルプス処理水の海洋放出」が、令和5年8月24日から開始したことに対し、中国等は日本産水産物の輸入を禁止する措置を行いました。 これによりアワビ等の価格の大幅下落や、水産物を原料とした加工品のみならず、医薬品なども含めた幅広い製品の輸出が出来なくなるなどの大きな被害が発生しているところであります。 これら水産業関係者への補償は、一義的には東京電力や国が責任を負うものではありませんが、事業者の直近の経営に大きな影響を及ぼしていることから早期かつ確実な補償が実施されるよう、国県の的確な支援等について、特段の御配慮をお願いいたします。	A L P S 処理水の処分は、本県の自然環境や漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないというのが一貫した県の考え方であり、これまで様々な機会を捉えて、万全な風評対策と風評に負けない強い水産業の実現等を国に要望してきたところです。 県では、令和6年6月に、国に対し、「実態に即した賠償基準の柔軟な運用や損害賠償請求手続の簡素化、損害を被った全ての事業者に対する迅速かつ確実な賠償」等を要望したほか、同年7月に県、岩手三陸連携会議（沿岸13市町村で構成）及び県漁業協同組合連合会の三者で、国に対し、A L P S 処理水の海洋放出に関する賠償等について要望したところです。また、全国知事会においても、同年8月に、知事が全国知事会農林商工常任委員長として、国に対し、「中国の日本産水産物の輸入停止措置の即時撤廃に向けた政府間交渉を進めること」、「損害が出ている事業者に対し、迅速かつ確実に賠償が行われるよう、国と東京電力が責任をもって対応すること」等について要望しました。 県では、引き続き、A L P S 処理水の海洋放出による影響の把握や、漁業者等からの相談に丁寧に対応するとともに、市町村や関係団体と連携を図りながら、漁業者、水産加工業者等の事業継続、賠償等について、万全の対応が行われるよう、様々な機会を捉えて国に要望していきます。（B）	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	2 東日本大震災に係る復旧関係予算を活用した事業者に対する財産処分制限に関する緩和について	東日本大震災からの事業の再建にあたっては、「グループ補助金」や「中小企業被災資産復旧事業費補助金」等を活用したところであります。 震災から13年が経過し、身体的、年齢的理由や後継者不足、そして昨今の物価高騰等の影響による経済状況の変化等に伴う「事業継承」、「新分野展開」や「事業転換」等に取り組む事業者にとっては、事業譲渡や店舗の改修、設備の入替等による「補助金返還」が大きな課題となっております。 つきましては、変化する経済状況に適用するために工夫を凝らし前向きに事業を継続しようとする事業者に対し、財産処分制限に関する負担の軽減、免除等の措置について、特段の御配慮をお願いいたします。	グループ補助金により取得した財産の処分については、当該補助金の趣旨が事業用資産の大部分を失った被災事業者の復旧支援であることを鑑みると、経営環境の変化に応じた業態転換や新分野への挑戦など、事業継続に向けて前向きに取り組む場合には柔軟な対応も必要であることから、事業を所管する中小企業庁をはじめとした関係省庁に対して県としても要望を行っているところであります。 今後も関係省庁に対し、被災地の実情に応じた柔軟な制度運用を求めています。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	3 持続可能な地域公共交通の構築について	市内の公共交通については、震災以降、J R大船渡線B R Tをはじめとする様々な移動手段を整備し、住宅環境等の変化による市民ニーズに対応しながら施策を展開しておりますが、公共交通の便数などが限られていることから、運行経路の見直しやバス停の新設等、利便性の向上を図ることが重要となっております。 こうした中、昨年、当市で唯一岩手県交通が運行していた国県協調補助路線でもある陸前高田住田線について、岩手県交通から令和5年9月末の路線廃止を通告され、交渉の結果、両市町による赤字額全額補填を条件に年度末まで運行継続としましたが、本年度からは全面撤退となったことから地元事業者が引き継いでの運行となっております。県補助は運行経費の4分の1以下となっておりますが、通学や通院に欠かせない路線維持のため、支援の強化をお願いいたします。 また、持続可能な地域公共交通の構築と、そのための財源確保について、市町村の事情に配慮しつつ、抜本的な対策の検討をお願いいたします。	県では、県民の日常生活に必要不可欠なバス路線等の確保を図るため、市町村が生活交通の確保に取り組む事業を行う場合に要する経費に対し支援を行っているところです。令和5年度には補助路線の廃止に伴う代替交通確保を支援するため、人口減少対策路線確保事業を創設しました。 また、市町村が地域公共交通体系の再編や利用促進を行う場合に、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っているほか、公共交通に係る助言を行う有識者を派遣することにより、市町村の取組を支援しているところです。 加えて、貴市においても活用されている地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助要件の緩和や補助上限額の拡大等について、令和6年6月に実施した「令和7年度政府予算提言・要望」により国に要望しているところです。 県としては、今後も国への働きかけを行うとともに、引き続き、市町村や関係機関等と連携し、地方財政措置の状況も勘案しながら、公共交通の維持・確保に必要な支援等について検討していきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	4 物価 高騰対策 の継続に ついて	ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響などにより、物価高騰が継続しており、地域経済に重大な影響を及ぼしております。 そのような中、国においては、重点支援地方交付金を創設し、令和5年度において補正予算措置がされたところであり、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施するための財源が確保されております。 当市においても、中小企業・小規模事業者や観光・農林水産業者等への事業継続と安定した雇用の確保のため、各種施策を推進することとしておりますが、物価高騰が長引く状況にあって、今後も継続した支援が必要となるほか、状況の変化に応じ、新たな支援制度の創設の検討が必要となります。 ついては、多岐にわたる事業者支援を行い、地域経済活動の回復を確かなものとするため、物価高騰に対する地域経済対策の更なる拡充及び財源の確保について御配慮をお願いいたします。	県では、令和6年6月7日の国に対する「令和7年度政府予算提言・要望」において、原油価格・物価高騰による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の確保等の十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方公共団体に対する重点的な配分について要望を行ったところです。 国においては、令和6年度補正予算（第1号）で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約40億円の配分を行ったところです。 今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。 (A) また、県では、中小企業に対して、これまで2度にわたる「中小企業者等事業継続緊急支援金」の実施などにより、中小企業の事業継続を支援してきたところです。 中小企業が事業を継続していくためには、物価高騰に負けない県民の安定した暮らしを実現し、地域経済を活性化させていくことが重要であることから、令和6年度補正予算において前年度から引き続き「物価高騰対策賃上げ支援金」を、また、令和7年度当初予算において「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」を令和5年度以降継続して計上し、中小企業の賃上げ促進に取り組ん	沿岸広域振興局	経営企画部、農林部、水産部	A：1、 B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			でいます。 一方で、物価等の高止まりやコロナ禍による過剰債務の影響などを踏まえ、今後も中小企業のニーズに的確に対応した支援が必要であることから、それらの支援に要する財源措置について、国に要望しています。 また、本県への宿泊者数は、コロナ禍前に比べて、約9割まで回復しているものの、宿泊業などの観光事業者への物価高騰等の影響は継続していることから、宿泊事業者の経営力強化や生産性向上に向けたセミナーの開催や、商工指導団体や岩手県観光協会等と連携した経営相談や経営指導などに取り組み、観光産業の高度化に取り組んだところ。引き続き、状況を注視しながら、関係機関と連携し、適時適切に必要な支援を検討していきます。（B） 原油価格・物価高騰による農林漁業者の経営への影響を緩和するため、これまで、国に対し、燃料、飼料、肥料の価格高騰対策の充実・強化を要望しているほか、令和6年度一般会計補正予算（第9号）において、県独自に、配合飼料購入費の価格上昇分への支援や、和牛繁殖経営の生産費の上昇分への支援、肥料コスト低減等に向けた機械導入等への支援を行っています。 原油価格・物価高騰による影響は、依然、続いていることから、引き続き、必要な支援策を国に要望するとともに、農林漁業者の声を丁寧に把握し、経営安定が図られるよう取り組んでいきます。（B）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	5 高田松原の再生に係る保育作業の継続実施及びクズ対策について	当市の東日本大震災津波からの復興のシンボルともいえる高田松原の再生に係るマツの保育作業については、当市の財政状況や松林の維持管理コストなどを考慮いただき、県の治山事業として実施していただいております。 令和7年度をもって国の復興事業が大きく後退する方向にある中、高田松原の復興を実現するためには、引き続き、県による支援が不可欠であります。 こうした中、高田松原においては、昨夏以降、つる性植物のクズが繁茂しマツが覆われ、一部の区域においてマツの枯損が確認されております。クズの拡大は、高田松原の価値を大きく損なうものであることから、一日も早く抜本的な対策を講じていただきたいと思います。 つきましては、高田松原の再生には、まだまだ長い年月と保育作業が必要なことから、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 (1) 高田松原におけるクズへの効果的な対策及び早期の実施 (2) 適期の間伐等の保育作業に係る、治山事業の継続的な実施	治山事業は、国の「森林整備保全事業計画」及び県の「治山事業四箇年実施計画」に基づき実施しています。 具体的な事業実施につきましては、地域の実情を踏まえ、『人家』や『重要な公共施設』などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しているところです。 (1) 高田松原地区のクズ対策につきましては、令和6年度から枝打ちと併せて事業を実施しています。(A) (2) 間伐等の保育作業につきましては、令和7年度から実施することとしています。(A)	沿岸広域振興局	農林部	A：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	6 鳥獣被害対策の強化について	ニホンジカ、さらにはイノシシといった鳥獣被害は市内全域におよび、農林業に深刻な被害が生じるとともに、クマの出現の増加については市民生活にとって脅威となっております。 こうした中、県が主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業や市独自の支援策により、有害鳥獣の捕獲体制の強化や防除対策等を実施しておりますが、被害増加の一途をたどっており、取組の強化が求められております。 つきましては、鳥獣被害対策の強化が図られるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 (1) 狩猟免許の取得や銃器等の購入など、初期費用に対する助成制度の充実・強化 (2) 有害鳥獣の捕獲、防除対策等に係る取組の強化	(1) 平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税については、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者を全額免除対象に、有害鳥獣捕獲の従事者を1/2免除対象とする等の支援措置を講じています。 また、捕獲の担い手である狩猟者の確保に向けて、狩猟免許試験に向けた予備講習会の無料での開催、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえた狩猟免許試験の休日開催や県内各地での開催などに取り組んでいます。 併せて、経験の浅い狩猟者の技能向上のための研修会や、新たな捕獲の担い手を確保するため狩猟に関心のある一般県民を対象とした研修会を受講料無料で開催し、狩猟者の技能向上支援や新規確保にも取り組んでいるところです。 引き続き、市町村や猟友会など関係機関と連携し、捕獲従事者の確保・育成や負担軽減に向けた支援に取り組めます。(B) (2) 県では、令和3年度に策定したニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ及びカモシカに係る新たな第二種特定鳥獣管理計画に基づき、計画に基づいた個体数の管理や被害防除対策等を進めています。 特に、ニホンジカについては、年間2万5千頭以上の捕獲目標に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業等による捕獲を行っているほか、捕獲の効率化のための実証等にも取り組んできたところです。 引き続き、市町村と連携し、有害な個体の捕獲の強化に努めます。(B)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、農林部	B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			また、シカなどによる農林業被害を防止するため、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業や森林整備事業により、防護柵や電気柵等の整備、追払いに必要な忌避用資材や機械の導入等を支援しています。 岩手県鳥獣被害防止総合支援事業は国庫事業を活用しているため、県では、国に対し必要な支援を継続・拡充するよう要望しており、今後も、機会を捉えて充実・強化を国に要望していきます。（Ｂ）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	7 保育行政に対する財政支援について (1) 令和5年度から開始された第2子以降の3歳未満児の保育所等利用料の無償化に対する県独自の補助事業の継続的な実施	少子化が急速に進行する状況において、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもを育てやすい環境を整備すること、また、保育体制を維持し、多様な保育ニーズに対応するための保育士を確保することが喫緊の課題となっています。 子育て支援や保育環境の整備に向けた取組に対しては国や県の各種補助事業による財政支援が行われ、当市においても補助事業を活用しながら子育て支援策を展開しているところです。 しかしながら、継続的に支援を実施し、支援内容の充実を図る上での財政的な負担は大きく、今後は更にその負担が増大するものと考えます。 つきましては、保育行政に係る次の事項に対する財政的な支援について、特段の御配慮をお願いいたします。 (1) 令和5年度から開始された第2子以降の3歳未満児の保育所等利用料の無償化に対する県独自の補助事業の継続的な実施	県では、令和5年4月から市町村と連携して第2子以降の3歳児未満の保育料無償化事業を実施しているところですが、幼児教育・保育の無償化は、自治体の財政力の差によらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう国に要望しているところです。 今後の補助事業の継続等については、国の動向や事業の実施状況を踏まえ、検討していきます。 (B)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	7 保育行政に対する財政支援について (2) 就労に伴う保育士本人への直接的な支援など、特に若年層の保育士確保のために自治体が独自に対策を実施する費用に対する財政的な支援の実施	少子化が急速に進行する状況において、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもを育てやすい環境を整備すること、また、保育体制を維持し、多様な保育ニーズに対応するための保育士を確保することが喫緊の課題となっています。 子育て支援や保育環境の整備に向けた取組に対しては国や県の各種補助事業による財政支援が行われ、当市においても補助事業を活用しながら子育て支援策を展開しているところです。 しかしながら、継続的に支援を実施し、支援内容の充実を図る上での財政的な負担は大きく、今後は更にその負担が増大するものと考えます。 つきましては、保育行政に係る次の事項に対する財政的な支援について、特段の御配慮をお願いいたします。 (2) 就労に伴う保育士本人への直接的な支援など、特に若年層の保育士確保のために自治体が独自に対策を実施する費用に対する財政的な支援の実施	県では、岩手県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付への補助や保育士・保育所支援センターによるマッチング支援、新任保育士就業継続支援研修等を実施しているほか、若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業等の国庫補助事業を市町村が円滑に活用できるよう、情報提供を行っています。 また、保育士の配置基準の改善や職員の処遇改善を図るとともに、保育士修学資金貸付事業や潜在保育士の再就職支援の継続など、抜本的な保育士確保対策を講じるよう国に要望しています。 (B)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年7月11日（木）	8 地域医療の充実確保について	東日本大震災後、多くの医療機関の機能が総体的に低下しており、地域の基幹病院である県立高田病院においても、医療体制の構築や各診療科における医師の確保が急務となっております。 つきましては、地域住民の医療に対する需要に対応できる体制確保のため、県立高田病院における各診療科（皮膚科、眼科及び耳鼻咽喉科）への常勤医師の配置について、また、令和5年7月に管内の小児科医が閉院したことにより、既存の小児科医の午後の診療が混雑し、受診が困難な状況があることから、安心して子育てできる環境づくりに資するため、県立高田病院における小児科の平日午後の診療の再開について、特段の御配慮をお願いいたします。	県立高田病院において常勤医師が不在となっている皮膚科、眼科及び耳鼻咽喉科への常勤医師の配置については、派遣元である大学における医師の絶対数が不足している状況が続いています。地域の医療事情等を考慮の上、診療体制を確保できるように、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。（B） 小児科については、令和6年8月から週2回の午後診療を再開しています。（A）	沿岸広域振興局	経営企画部	A：1 B：1
令和6年7月11日（木）	9 子どもの医療費助成事業の拡大について	県の子ども医療費助成事業については、就学前児童（ただし入院は小学校卒業まで）が対象となっておりますが、子どもへの適正な医療を確保し、子育て世代の負担を軽減するため、県事業の対象を小学生の外来分まで拡大することについて、特段の御配慮をお願いいたします。	各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。 また、本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、全国知事会としても、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところです。 県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。（C）	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	10 地域生活支援事業費等補助金の国庫補助及び県補助の補助率について	地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要不可欠な事業となっております。 事業の実施にあたっては、国が定める基準額と、対象経費の実支出額から収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、国庫補助2分の1、県補助4分の1の補助率で交付することとなっております。 しかしながら、現状において補助金は国から示される基準額により交付されており、実支出額より低い額となっていることから、市における財政負担が大きくなっている状況となっております。 つきましては、事業が継続的かつ安定的に実施できるよう、事業実績に応じた補助率に必要な予算額の確保について、国に対し要望いただくとともに、県における予算措置についても、特段の御配慮をお願いいたします。	地域のニーズに応じて必要な支援を行う地域生活支援事業は、各市町村で実施しているほか、県全体を対象とした事業は県が実施しているところですが、市町村と同様に県においても財政負担が大きい状況となっていることから、国に対して十分な財政措置を行うよう要望しているところです。 また、全国知事会からも同様の要望を行う予定となっており、今後も機会を捉えて国に働きかけていきます。(B)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	11 高田松原津波復興祈念公園の利活用促進及び三陸沿岸地域の観光振興について	「高田松原津波復興祈念公園」は、震災伝承ネットワークを形成するゲートウェイとしての役割を担っており、また、「三陸ジオパーク」や「みちのく潮風トレイル」による地域の魅力の再認識や発信を通じて三陸沿岸地域への来訪者の周遊を促すなど、交流人口拡大へ大きく寄与しているところであります。 今後はより一層、三陸沿岸の市町村が一体となった広域的な観光客の誘客と観光地としてのブランド化を図る取組が必要です。 つきましては、県内に唯一整備された復興祈念公園の更なる利活用を促進し、かつ、三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 (1) 国内のみならず世界から人を呼び込むため、震災遺構を含めた公園全体の適正管理（除草、トイレの設置等）及び利活用方策の検討 (2) 復興教育や修学旅行等の学校ニーズに応じ、震災伝承プログラムの充実と、観光客誘致対策などの推進 (3) 広域サイクリングルートを活用した市や県を越えた広域的な取組の推進 (4) 復興祈念公園内及び震災遺構を周遊する移動手段として、環境にやさしいグリーンスローモビリティなど、新たな移動手段の構築と環境整備	(1) 公園の利活用については、高田松原津波復興祈念公園パークガイド事業と連携し、予約状況の共有等を通じて、園内の震災遺構と東日本大震災津波伝承館の継ぎ目のない見学環境の充実を図るなど、一体的な利活用を推進しています。引き続き、一般財団法人3.11伝承ロード推進機構や三陸ジオパーク推進協議会をはじめ関係機関と連携し、伝承館をゲートウェイとして各地の震災遺構、伝承施設等への周遊促進と相互ネットワークの強化に取り組んでいきます。(A) 公園全体の適正管理については、国県市が連携して取り組んできたところであり、公園の価値を高めるような震災遺構の利活用方策も含めて、引き続き貴市と連携しながら、取組を進めていきます。(A) また、トイレの設置については、今後の公園の利用状況等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。(C) (2) 県では、東日本大震災津波伝承館において、修学旅行や校外学習で訪れる児童・生徒の発達段階に対応した震災学習の機会を提供しています。引き続き、高田松原津波復興祈念公園パークガイド事業をはじめ市の取組と連携し、東日本大震災津波の事実と教訓を伝承するプログラムの充実を図っていきます。(A) また、「三陸復興国立公園」や「三陸ジオパーク」、「高田松原津波復興祈念公園」など多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を活用した観光メニューの創出に取り組んでい	沿岸広域振興局	経営企画部、土木部	A：3、 B：3、 C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			るほか、県内各地の観光資源を組み合わせた情報発信などを通じて「三陸ブランド」の確立に向けて取り組んできたところです。 教育旅行の誘致については、県観光協会等と連携した誘致説明会等の開催や、いわて教育旅行誘致促進事業による教育旅行における貸切バスの運行経費の支援を行っているところです。 県としては、今後とも県観光協会や三陸DMOセンター等の関係者と連携し、本県の観光資源の情報発信などのプロモーションや、体験プログラムなどの観光コンテンツの開発などに取り組んでいきます。（B） （3） 県では、市町村、観光関連事業者等で構成するいわて観光キャンペーン推進協議会を設置して、オール岩手で誘客拡大や受入態勢整備などの観光振興に取り組んでいるところです。 また、今年度は、三陸DMOセンターと連携して、みちのく潮風トレイルへの来訪者の動向調査を行います。 さらに、令和6年10月から12月までの3か月間、若い世代から注目度の高い各エリアの特色ある秋の観光コンテンツやイベント等を活用して「日常から離れて自然や絶景・食を楽しみながらリフレッシュ」したい若者をターゲットにした秋季観光キャンペーンの展開に向け、関係事業者と連携した受入態勢整備事業や岩手県へ来訪する観光客の内陸から県北・沿岸への周遊を促す旅行商品造成支援等を実施したところです。 これに加えて、J R東日本グループ等との連携による「みちのく潮風トレイル」をテーマにしたセ			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			ミナーの開催等を実施し、三陸沿岸地域の誘客拡大に取り組んだところです。 令和7年9月から11月まで岩手県がJR東日本の重点共創エリアとして指定されていることから、引き続き、市町村や関係団体、事業者等と連携してオール岩手で観光振興に取り組んでいきます。 さらに、今年度から、海外の旅行会社が県北や沿岸地域を訪れる旅行商品を造成する場合の支援制度も創設し、海外からの誘客や県内周遊の促進に取り組んでいます。 また、自転車を活用した観光振興を促進するため、令和6年3月に岩手県広域サイクリングルート及びルート名称を決定したところです。 今後も引き続き、国や隣県、市町村、観光事業者等関係団体の意見も聴きながら、広域サイクリングルートを活用した広域的な取り組みを推進していきます。（B） （4） 高田松原津波復興祈念公園の管理運営については、令和元年度に設立した「高田松原津波復興祈念公園管理運営協議会」等により、国・県・市で調整してきたところです。 新たな移動の環境整備に当たっては、必要に応じてアドバイザー等に意見を求めながら、同協議会等活用して、国・県・市・指定管理者等と連携してまいります。（B）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	12 水門・陸閘の維持保守費用の財政支援について	漁港海岸事業のうち「水門・陸閘の復旧整備」については、沿岸各市町村で整備が進んでおり、当市では水門・陸閘合わせて30基（うち遠隔化陸閘10基）を整備したところであります。 当市においては、令和2年度から陸閘自動閉鎖システムの運用を開始しており、維持保守管理について、県への負担金も含め年間約1,800万円の経費を要しております。 つきましては、県民の生命財産を守るため、陸閘自動閉鎖システム保守管理や設備保守点検を継続的に行うこととし、その維持保守費用に対する国・県の財政支援について、特段の御配慮をお願いいたします。	御要望の水門・陸閘等の維持管理費に対する財政支援については、県においても喫緊の課題となっていることから、令和6年6月にも国に対して水門・陸閘等の自動化、遠隔操作に係る維持管理費、修繕費及び更新費について財政措置を講じるよう要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に要望していきます。（B）	沿岸広域振興局	水産部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	13 貝毒の発生防止及び夏季の高水温による大量へい死に係る抜本的対策について	近年の海洋状況の変化等により、当市広田湾産水産物の主力魚種であるサケやアワビ、ウニ等の水揚げが震災前と比較して大幅に減少しているところであります。 その上、当市海域においては、ホタテ貝をはじめ、ホヤ等の広田湾産水産物について、平成30年度から6年連続で貝毒が発生し、出荷の自主規制が行われるとともに、夏季のこれまでにない海水温の上昇による養殖水産物の大量へい死が発生し、漁業経営に深刻な影響を与えております。 水揚量や水揚額の減少と貝毒の発生による出荷規制の長期化は、漁業者のみならず、水産加工業や流通・商業分野においても、その影響は非常に大きいものがあります。 当市でも独自に漁業者への支援を行っておりますが、持続可能な水産業の継続のためには市単独では限界があり、広域による抜本的な貝毒対策及び研究機関等の積極的な連携・協力が不可欠であると認識しております。 このため、貝毒の発生防止及び夏季の高水温による大量へい死の原因究明と、発生を防ぐ抜本的な対策を解明するとともに、持続的な救済措置を講じていただきたく、特段の御配慮をお願いいたします。	貝毒の発生を防ぐ抜本的な対策については、県では岩手県漁業協同組合連合会等と連携して貝毒原因プランクトンのモニタリングを行い、貝毒の発生予測などの調査研究を行っていますが、毒量を低減する技術開発が課題となっています。県としては、国に対し、早期に毒量を低減する技術開発などの調査研究の実施を要望しているほか、国内外の試験研究成果など、新たな知見の収集に努めているところです。 また、ホタテガイは冷水性の二枚貝であり、高水温が長期間続くと体力を消耗し、やがて死んでしまうため、国に対し、海水温の上昇に対応した養殖生産工程の見直しなどへの取組を支援するよう要望しているところです。 持続的な救済措置については、国の漁業共済制度がありますが、現行の制度では貝毒による出荷自主規制が長期化した場合、共済限度額が年々減少し、生産者に支払われる共済金も減少します。このため、県では、国に対し、貝毒の出荷自主規制に伴う生産金額の減少が、共済限度額の算定に影響しないよう、特例措置の創設など柔軟な対応を要望しているところです。（B）	沿岸広域振興局	水産部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	14 治山事業による防災対策の強化について	竹駒町滝の里地区は、土砂災害警戒区域に指定されており、大雨の度に土砂が流出するなど、治山事業による防災対策が必要であると考えているところです。 また、竹駒町上壺地区は、霊泉玉乃湯に通じる市道玉山線沿いが急傾斜となっており、令和元年台風19号の際にも土砂崩れが発生し、道路が寸断されたことから、治山事業による転石防止等が必要です。 つきましては、土砂災害の危険が軽減されるよう、治山ダムの施設巡回による点検及び老朽化対策を図るとともに、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。 (1) 竹駒町滝の里地区における治山ダムの整備 (2) 竹駒町上壺地区における治山事業の実施	治山事業は、国の「森林整備保全事業計画」及び県の「治山事業四箇年実施計画」に基づき実施しています。 具体的な事業実施につきましては、地域の実情を踏まえ、『人家』や『重要な公共施設』などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しているところです。 また、施設の点検及び老朽化対策につきましては、5か年毎（R5～R9）の治山施設個別施設計画を策定し、施設の健全度及び保全対象の重要度などを点検・評価のうえ、優先度の高い箇所から順次、必要な対策を講ずることとしています。 (1) 竹駒町滝の里地区につきましては、令和5年度（補正）から既に事業を実施しており、令和8年度までの4か年で、治山ダム3基を設置する計画としています。（A） (2) 竹駒町上壺地区につきましては、現地の経過観察を継続して実施し、事業採択に係る条件や緊急性を見極めながら検討していきます。（B）	沿岸広域振興局	農林部	A：1、 B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	15 新笹ノ田トンネル整備促進について	国道343号は、沿岸地域の復興や安全・安心な生活、観光振興を支えILCを推進する上でも重要な路線となっておりますが、本路線における笹ノ田地区は交通の難所となっており、新笹ノ田トンネルの整備が望まれております。 昨年度、岩手県において「国道343号笹ノ田地区技術課題等検討協議会」が設置され、専門的かつ技術的課題が検討されたことは、新笹ノ田トンネル整備実現に向け大きな前進であり、市民の期待が非常に高まったところであります。 つきましては、新笹ノ田トンネルの一日も早い事業着手に向け、調査の精度を上げた検討を早急に完了し、「新笹ノ田トンネル整備の早期事業化」について、特段の御配慮をお願いいたします。	一般国道343号は、気仙地区と内陸部を結ぶ重要な路線であり、県内外から多くの方々に来館いただいている東日本大震災津波伝承館と平泉の世界遺産を結ぶ、教育や観光振興等を支える重要な路線でもあります。 国道343号で最大のあい路となっている笹ノ田峠については、複雑な地質状況であることを把握したことから、新たなトンネルを整備する必要性や効果、技術的課題などについて、専門的な見地から助言をいただく協議会を令和5年3月に設置し、これまでに4回開催したところであり、引き続き、検討を進めていきます。(C)	沿岸広域振興局	土木部	C:1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	16 主要幹線道路等の整備促進について (1) 一般国道343号の改良整備	東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところでありました。 平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。 従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線となっております。 また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。 つきましては、安全・安心な暮らしを支え、広域観光の振興に資する復興支援道路及び復興関連道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。 (1) 一般国道343号の改良整備 矢作町字耳切～梅木間及び字中平地内一ノ渡橋の急カーブ解消	矢作町字耳切～梅木間及び字中平地内一ノ渡橋の急カーブ解消については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:2)	沿岸広域振興局	土木部	C:2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	16 主要幹線道路等の整備促進について (2) 一般国道340号の改良整備	東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。 平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。 従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線となっております。 また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。 つきましては、安全・安心な暮らしを支え、広域観光の振興に資する復興支援道路及び復興関連道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。 (2) 一般国道340号の改良整備 竹駒町下壺～横田町太田間の歩行空間の整備	歩行空間の整備については、県内各地域から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の区間のうち、特に狭隘な区間については、令和7年度に用地測量等に着手する予定です。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	沿岸広域振興局	土木部	A：1、 C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	16 主要幹線道路等の整備促進について (3) 一般国道284号の改良整備	東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。 平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。 従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線となっております。 また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。 つきましては、安全・安心な暮らしを支え、広域観光の振興に資する復興支援道路及び復興関連道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。 (3) 一般国道284号の改良整備 一般広域道路としての機能強化	一般国道284号は、沿岸地域と内陸地域を結ぶ物流や産業振興を支える重要な路線と認識しており、これまで一関市内の室根バイパスや石法華(いしぼっけ)工区等において整備を進めてきたところです。 令和3年に策定した岩手県新広域道路交通計画においては、一般国道284号を「一般広域道路」に位置付けたところであり、拠点都市間の連携強化を図っていくこととしています。(C)	沿岸広域振興局	土木部	C:1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	16 主要幹線道路等の整備促進について (4) 一般県道世田米矢作線の改良整備	東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。 平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。 従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線となっております。 また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。 つきましては、安全・安心な暮らしを支え、広域観光の振興に資する復興支援道路及び復興関連道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。 (4) 一般県道世田米矢作線の改良整備 矢作町字愛宕下～二田野間の部分改良整備	一般県道世田米矢作線の矢作町字愛宕下から二田野間の部分改良整備については、令和7年度に「生出工区」として事業化することとし、設計及び測量を行う予定です。今後、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)	沿岸広域振興局	土木部	A：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	16 主要幹線道路等の整備促進について (5) 主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備	東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。 平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。 従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線となっております。 また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところであります。 つきましては、安全・安心な暮らしを支え、広域観光の振興に資する復興支援道路及び復興関連道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。 (5) 主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備 県境付近における狭あい区間の整備促進	主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	沿岸広域振興局	土木部	C:1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	17 河川 改修等について (1) 2 級河川 気 仙川	甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年、全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった大きな被害が発生しています。 今後においても、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が引き続き懸念されることから、流下断面が狭い箇所の断面を拡大し河道の流下能力を向上させることが急務であります。 つきましては、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段の御配慮をお願いいたします。 (1) 2級河川気仙川 ・ 竹駒地区～横田地区の河道掘削	気仙川の竹駒地区から横田地区間における河道掘削については、平成30年度に金成橋の上流部、令和元年度に小坪橋の上流部、令和2年度に竹駒地区の矢作川合流点付近、令和5年度に小嶋部地区の堆積土砂を撤去したところです。 また、令和6年度は横田地区において、県が実施する「公募型土砂撤去制度」を活用し、民間事業者による河道内の堆積土砂の撤去が実施され、流下能力の向上に寄与したところです。 今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。(A)	沿岸広 域振興 局	土木部	A : 1
令和6年 7月11日 (木)	17 河川 改修等について (2) 2 級河川 矢 作川	甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年、全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった大きな被害が発生しています。 今後においても、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が引き続き懸念されることから、流下断面が狭い箇所の断面を拡大し河道の流下能力を向上させることが急務であります。 つきましては、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段の御配慮をお願いいたします。 (2) 2級河川矢作川 ・ 矢作町字越戸内～湯漬畑間の改修整備	二級河川矢作川の矢作町字越戸内から湯漬畑間の改修整備については、早期の整備は難しい状況ですが、令和3年度までに、矢作橋上下流部の河道掘削を実施したところです。 今後の河川改修整備については緊急性、重要性等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	沿岸広 域振興 局	土木部	C : 1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	17 河川 改修等について (3) 2 級河川浜 田川	甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年、全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった大きな被害が発生しています。 今後においても、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が引き続き懸念されることから、流下断面が狭い箇所の断面を拡大し河道の流下能力を向上させることが急務であります。 つきましては、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段の御配慮をお願いいたします。 (3) 2級河川浜田川 米崎町字中田～川向間における河道掘削	浜田川の米崎町字中田から川向間における河道掘削については、平成30年度に、神田橋から高木橋間を実施したところであり、令和3年度、浜田橋から清水橋上流付近の河道掘削を実施したところではあります。 今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。(A)	沿岸広 域振興 局	土木部	A：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	18 高田 海岸沖へ 流出した 消波ブロッ ク等の撤去につ いて	東日本大震災津波により、岩手県が高田海岸に整備していた防潮堤及び離岸堤が流出し、海中がれきとして高田海岸沖の漁場内に広範囲に飛散している状態となっております。 高田海岸沖の海域は、コタマガイやホッキガイ（ウバガイ）などが採捕できる良好な漁場ですが、流出した消波ブロック等の影響で漁具が損傷することから、採取に適した底引き網漁ができない状況となっているところであります。 海中に飛散した消波ブロック等につきましては、令和4年度から令和5年度にかけてその一部が撤去されたところではありますが、いまだに多くの海中がれき等が漁場内に散在しているところであります。 つきましては、漁業者や漁業団体が切に望む営漁の再開に向け、沖合の人工リーフから養浜工事が施工された東西突堤までの海域において、流出した消波ブロック等の撤去を早急に行い、高田海岸沖の良好な漁場の早期回復を図っていただきますよう、引き続き特段の御配慮をお願いいたします。	高田海岸の消波ブロックは、高潮対策として昭和46年に設置したブロックで、東日本大震災津波により沖側に流出したものです。 この消波ブロックは広範囲にわたっていることから、全面的な撤去は施工上難しいところではありますが、砂浜再生工事等の支障となる範囲については撤去を行ったところです。 残るブロックについては、令和4年度から漁業関係者の意見を聞き取りしながら、その一部を撤去・移設してきたところであり、引き続き、漁の支障となる範囲の撤去に取り組んでいきます。（B）	沿岸広 域振興 局	土木部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年7月11日（木）	19 国際リニアコライダーの誘致実現について	国際リニアコライダー（ILC）については、ILC国際推進チームの「ILC準備研究所の提案」を受け、文部科学省は、令和4年2月に「ILC計画の諸課題に関する議論のまとめ」を公表しました。 ILCは、地元企業とILC関連企業との連携による産業振興、研究施設や関連産業での雇用創出、研究者やその家族の来訪・移住などによる交流・関係・居住人口の増加、さらには、教育水準の向上など多面的な波及効果をもたらすもので、持続可能なまちづくりの柱となるものです。 つきましては、ILCの早期実現に向け、国に対し、次の事項について強く要望いただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。 （1） 国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整など、国際的な議論を積極的に推進し確実な実現を図ること。 （2） ILC計画を、我が国の科学技術の進展や、地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の力を伸ばす成長戦略等、地方創生への柱として位置付けること。	国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、また、国では令和6年2月に内閣府と文部科学省の「将来の高性能加速器に関する連絡会」が設置されたところです。県ではこうした取組が加速するよう、令和6年6月の「令和7年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。 1 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 2 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること 3 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 令和7年度の政府予算案においては、国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。（B）	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	20 被災児童生徒の学習支援及び心のケアについて	東日本大震災からの時間の経過とともに、震災による直接的な影響だけでなく、家庭状況の変化等二次的・複合的要因から学校生活に不適応を起こしている児童生徒もいることから、被災児童生徒に対しては、長期的かつきめ細かな学習支援と心のケアが必要です。 また、昨年度から「配置型」カウンセラーが市内全校に配置されて有効に機能しており、教育現場の実情を把握し、問題解決において多大なるサポートを頂いております。 つきましては、引き続き児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いします。 (1) 多様化・複雑化する被災児童生徒に対する学習支援等のため、復興加配教員、指導主事、栄養教諭等の教職員加配措置の継続 (2) スクールカウンセラーの継続配置	(1) 被災した地域の義務教育諸学校への教職員の加配については、学校及び市町村教育委員会の要望を踏まえて文部科学省に要望し、要望どおり加配が認められたところです。 教職員の中・長期的な加配措置の継続について、これまでも国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。 指導主事については、被災自治体に対する人的支援として派遣を行っており、陸前高田市については、令和6年度、引き続き3人を派遣しているところです。今後の派遣については、復興の状況等を踏まえながら検討していきます。 栄養教諭の加配については、国へ要望しておりますが、要望どおりとはならず、各教育事務所から各校の状況を聞きながら、配置校を決定している状況であります。今後も国への要望を継続してまいります。(B) (2) スクールカウンセラーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータをもとに生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切に配置しているところです。 今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」等による支援を継続して要望するとともに、各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の希望や実態を把握しながらスクールカウンセラーの配置に努めていきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	21 東日本大震災被災文化財資料修復に係る財政支援について	東日本大震災により被災し、救出された当市の博物館関係資料は約46万点になります。 当市においては、現在、文化庁の被災ミュージアム再興事業によって文化財資料の再生に取り組んできたところであり、全国の専門機関及び岩手県立博物館などの協力を得て進めているものの、令和5年度末現在、残り約10万点の資料が未処理の状況にあります。 この10万点の資料のうち、被災ミュージアム再興事業で令和7年度末までに約3万点の資料の処理が見込まれておりますが、残りの約7万点の資料については、現時点で処理技術が未確立なため、今後、処理技術の開発と並行しながら文化財の修復を完結させ、後世に貴重な当市の文化財を残さなければならないと考えております。 つきましては、震災からの復興を被災文化財資料の再生を通じて実現させるため、県におきましても国に対し新規補助制度による財政支援を要望していただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。	被災文化財の修復は、歴史や文化による地域の復興のためにも必要な事業であると考えています。 被災ミュージアム再興事業は、令和7年度までとされているところですが、安定化処理技術の確立していない被災資料の修復に対する令和8年度以降の支援の継続について、国に対して要望しているところです。今後も国の動向等について引き続き情報収集を行い、適宜情報提供していきます。 (B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	22 児童生徒の給食費無償化に係る財政支援について	当市においては、東日本大震災により多くの方が被害を受け、住宅再建等を余儀なくされた家庭が多く、現在においても、住宅ローン返済等による経済的負担が大きく、家計を圧迫している状況にあります。 さらに、昨今の物価高騰等により、児童生徒の保護者の経済状況は、一層厳しい状況にあります。 このようなことから、当市では、児童生徒の保護者への経済支援として、小中学校児童生徒の給食費の無償化を令和5年度から実施しておりますが、年間で約5,400万円の財源が必要となっており、非常に厳しい財政の下で実施している重要な施策であります。 つきましては、保護者への経済支援をもって、子どもたちの安心な生活環境の構築及び健全な成長に資するため、県においては応分の財政措置を講ずるとともに、国に対し、給食費無償化に係る財政支援について要望いただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。	給食費については、学校設置者である各市町村において、保護者負担の軽減に取り組んでいるところですが、居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないようにすることが必要と考えております。 学校給食費の無償化については、国において、こども未来戦略方針に従い、令和5年に学校給食の実態調査を行い、令和6年6月に調査結果、12月に課題の整理が公表されたところであり、今後、具体的方策の検討が進められていくものと承知しているところです。 本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることのないよう同等の水準で行われるべきものであることから、引き続き国に対し働きかけていきます。	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1